

緊急シンポジウム

成年後見制度利用促進基本計画 と市区町村の役割

～地域福祉と「地域連携ネットワーク」を考える～

平成28年4月に成立した「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、成年後見制度利用促進委員会で成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための検討がなされてきました。そして本年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定される見込みです。

日本成年後見法学会では、この基本計画の決定を受け、「地域連携ネットワーク」の構築を軸とした成年後見制度の利用促進並びにその健全な普及・発展に貢献するために、緊急シンポジウムを企画いたしました。

日時：平成29年4月17日（月） 午前10時～午後4時

会場：全国社会福祉協議会・灘尾ホール

（〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 TEL03-3581-4655）

主催：一般社団法人日本成年後見法学会

参加対象：行政・自治体関係者、社会福祉協議会職員、日本成年後見法学会会員、成年後見制度にかかわる各種専門職等、成年後見制度に関心をもつ一般市民

定員：300名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

参加費：5000円

申込み：申込期限 4月3日（月）

※別紙参加申込書により、FAXにて名鉄観光サービス新霞が関支店（FAX：03-3595-1119）までお申し込みください。

後援（予定）：最高裁判所、内閣府、法務省、厚生労働省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会、日本税理士会連合会、社会福祉法人全国社会福祉協議会

問合わせ：一般社団法人 日本成年後見法学会 事務局（担当：都郷）

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16 （株）民事法研究会内

TEL 03-5798-7239 FAX 03-5798-7278 Email: j_jaga@nifty.com